

陳 情 文 書 表	
番号 6-13	受付 令和6年8月15日
件名 移動支援についての陳情書	

陳情の趣旨

大和市の地域生活支援事業として設置されている「移動支援」について、担える事業所の減少、ガイドヘルパーの不足により、利用者の外出の機会が減少していることを深く憂慮し、「大和市移動支援事業の実施に関する規則」の改定を陳情します。

この規則は平成18(2006)年10月1日から施行され、過去14回改定されていますが、第10条「サービス費用の額の基準」については、一度も見直しをされていません。

事業者は規則の第12条により、登録を継続するためには「居宅介護、同行援護又は行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者としての基準を満たしている」必要があります。そのための費用、またガイドヘルパー、サービス提供責任者らの人件費を考えたとき、18年前に定められた基準額で事業所を維持していくことは到底できません。

「移動支援」は、休日や朝夕の利用が多いという特性があります。開始地と終了地が違う支援も多く、実際の支援時間に比してヘルパーの拘束時間が長い実態があります。また、見守り程度の支援から重介護の必要な支援まで、内容が多岐にわたります。

これらについて事業所負担が増し、「移動支援」を担える事業所は減少しています。余暇を楽しみにしている利用者が安全に出かけられるよう、制度設計の再考とともに、現状の改善を求めます。

- ・基本報酬を見直してください。
- ・土曜日曜祭日加算を新設してください。
- ・早朝・夜間加算を新設してください。
- ・身体介護加算を新設してください。
- ・開始地と終了地が違う支援の回数加算を1.5倍にしてください。
- ・利用者との確認に電磁的記録を認め、押印を廃止してください。
- ・第21条で書類の保管期間を5年とされていますが、保管のための経費負担が重いので、保管期間をできるだけ短縮してください。
- ・請求事務に指定されている「かながわシステム」は事務負担が大きいので、改善あるいは変更を求めます。

陳 情 文 書 表	
番号 6-16	受付 令和6年8月20日
件名 大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱改正についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、市街地再開発事業の収入となる保留床処分金の区分に、消費税の還付金を包含するよう大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱を改正していただきたい。

【陳情の理由】

令和6年6月大和市議会定例会において、大和市街づくり施設部長は、石田裕市議会議員（虹の会）の質疑に対し、大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱の改正については、「今後、新たに再開発事業を施行する際には、他の自治体の動向を注視しながら検討して参りたいと考えております。」と答弁する。しかしながら、神奈川県では、令和6年3月27日に、都市再開発事業補助金等交付要綱を改正し、もって、第2条（定義）第5号（保留床処分金等）は「保留床処分金のほか、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金、国庫補助金、地方公共団体からの補助金（社会資本整備総合交付金を活用した本補助金を除く）、賦課金、分担金、消費税等の還付金及びその他これらに類する収入をいう。」と規定するとともに、第5条（補助金等の交付率）第4項は「第1項の規定に関らず、市街地再開発事業に充てられる補助金等の総額は、当該事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。」旨、さらには、第16条（市街地再開発事業完了時の補助金の返還）は、「市街地再開発事業が完了した場合において、補助金等の額の確定後に、当該事業に充てた補助金等の総額が、第5条第4項に規定する限度を超えていることが明らかになった場合には、補助事業者は、知事と協議の上、差額に相当する額を県に返還しなければならない。」旨を規定するところ、大和市内における第一種市街地再開発事業が神奈川県知事に認可され、施行者に対して補助金が交付される場合、補助対象事業に対応する補助金は、大和市と神奈川県が案分し、かつ、それぞれが負担する補助金の2分の1を、社会資本整備総合交付金として国が負担する状況下においては、消費税の還付金が、神奈川県においては補助金の一部として返還されるにもかかわらず、大和市では返還されないとなると、施行者に不要な利益をもたらすてんまつを招くのみならず、当該利益は、大和市の不利益となることから、自後、大和市内において第一種市街地再開発事業が行われるか否かにかかわらず、神奈川県から改正の通知を受領した段階において、神奈川県に同調し、大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱は、早急に改

正されるべきものなのである。なお、大和市が再開発事業を推進する事実としては、11件の土地売買契約及び2件の土地交換契約を締結し、もって、総額33億3779万9339円(ただし、代金は売買契約当時のものであり、また、交換契約件(③及び⑨)については加算していない。)相当の土地を取得し、大和駅周辺の再開発用地として維持管理することで証するものである。

以上

【添付資料】

- 疎甲第1号証 都市再開発事業補助金等交付要綱
- 疎甲第2号証の1 都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について(伺い)
- 疎甲第2号証の2① 都市再開発事業補助金等交付要綱一部改正の概要
- 疎甲第2号証の2② 補助金の総額の限度額の考え方
- 疎甲第3号証の1 【通知】都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について(電子メール)
- 疎甲第3号証の2 都市再開発事業補助金等交付要綱の一部改正について(通知)
- 疎甲第4号証の1 令和6年7月31日付け大和市指令第1211号
- 疎甲第4号証の2① 昭和62年3月27日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2② 昭和62年3月27日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2③ 昭和62年12月24日付け土地交換契約書
- 疎甲第4号証の2④ 昭和63年3月25日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑤ 昭和63年11月25日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑥ 昭和63年12月2日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑦ 平成元年5月10日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑧ 平成元年12月11日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑨ 平成2年11月20日付け土地交換契約書
- 疎甲第4号証の2⑩ 平成3年1月11日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑪ 平成3年1月18日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑫ 平成4年9月12日付け土地売買契約書
- 疎甲第4号証の2⑬ 平成8年3月26日付け土地売買契約書